

# 理事会運営規則

2026年3月25日制定

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）の定款に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (理事会の種類)

第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、あらかじめ理事会が定めたところに従って定期的を開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的を示して会長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の規定による請求があった日から五日以内に、その請求のあった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 監事から会長に対して招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

## (招集者及び出席者)

第3条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号に基づき理事が招集する場合及び同条第3項第4号後段に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 理事の全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- 3 理事及び監事は、やむを得ない事情等により、理事会の開催場所における審議及び決議に出席できないときは、電話会議、テレビ会議、Web会議その他理事会の審議及び決議に即時に参加することができる方法（以下「電話会議等」という。）により出席することができる。ただし、この取扱いは、招集者からの招集通知にその旨が記載されている場合又は招集者から個別に了解を得た場合に限る。

## (招集通知)

第4条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（電話会議等による出席を認める場合は、その旨を含む。）を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ決定した順序によって、副会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が改選された直後の理事会の議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数の確認)

第6条 議長は、理事会の開催に際し、事務局に出席した理事の数（議案について特別の利害関係を有する理事を除く。）を確認させ、定足数に達していることを確認する。

2 前項の定足数の確認に際し、電話会議等による出席者が存するときは、音声等による適時的確な意見表明が互いにできることを確認する。

(議事録)

第7条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印又は電子署名する。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載する。

(1) 理事会が開催された日時及び場所（電話会議等による出席者が存するときは、その旨を含む。）

(2) 理事会が第2条第3項第2号から第4号までに該当する場合には、その旨

(3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果（前条第2項の確認を行った場合には、その旨を含む。）

(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(5) 理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(6) 理事会に出席した理事及び監事の氏名（電話会議等による出席者は、その旨を含む。）

(7) 議長の氏名

(権限)

第8条 理事会は、次に掲げる事項の決議を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 定款等に定める規則の制定、変更及び廃止

(3) 重要な財産の処分及び譲受け

(4) 多額な借財の決定

(5) 重要な職員の選任及び解任

(6) 事業計画書及び収支予算の承認

(7) 事業報告及び計算書類等の承認

(8) その他法令、定款等で定める事項

(役員を選任手続き)

第9条 理事会は、役員（理事及び監事をいう。以下この条において同じ。）の任期満了に伴う役員

選任時において、次に掲げる事項を定めた役員選任実施要領の決議を行う。

- (1) 役員の構成
  - (2) 会員理事候補者の基本的要件
  - (3) 会員理事候補者の選任手続き
  - (4) 会長、副会長及び専務理事の構成
  - (5) 会長、副会長及び専務理事の任期
  - (6) 会長候補者の基本的要件
  - (7) 会長候補者の推薦手続き
  - (8) 役員並びに会長、副会長及び専務理事候補者の選任日程その他必要な事項
- 2 正会員から選出した役員が、当該正会員会社の人事異動等により任期途中で辞任した場合には、役員の辞任後1年以内に開催する定時総会又は臨時総会（理事会が臨時総会において当該役員の補充を行うことを決議した場合に限る。）において補充する。ただし、その補充手続きが、当該定時総会開催時期までに終了しない場合などやむを得ない事情がある場合には、補充をしないことができるものとし、その判断は会長に一任する。
- 3 前項の正会員から選出した役員の後任役員が選出されるまでの間は、会長は、理事会の了承を得て、当該正会員が指定する者（役員候補者の選任に関する規則第2条第2項に各号に掲げる者に該当する者に限ることとし、当該者は理事会において議決権を有しないこととする。）を理事会に出席させることが出来るものとする。この場合、当該者は会長の許可を得て意見を述べることが出来るものとする。

（議事の経過及びその結果の報告等）

- 第10条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布し、速やかに議事の経過及びその結果を報告する。この場合、会員理事及び会員監事に対する報告は、議事録の写し及び資料を会員専用ホームページに掲載する方法により行う。
- 2 本協会は、理事会の議事の経過及びその結果を会員に報告する。この場合、当該報告は、議事録の写し及び資料を会員専用ホームページに掲載する方法により行う。

（理事会の決議を省略する場合の議事録の作成等）

- 第11条 定款第42条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第96条の規定に基づき、理事会の決議があったものとみなされたときは、一般法人法等に則って議事録を作成するとともに、前条第2項に基づく報告を行うものとする。

（報告事項）

- 第12条 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。

(報告を省略する場合の議事録の作成等)

第13条 定款第43条及び一般法人法第98条の規定に基づき、理事会への報告の省略を行ったときは、一般法人法等に則って議事録を作成するとともに、第10条第2項に基づく報告を行うものとする。

(理事及び監事以外の出席)

第14条 会長は、理事会の了承を得て、理事又は監事以外の者を理事会に出席させることができるものとする。

(事務局)

第15条 理事会の事務局は、管理本部総務部が所掌する。

(補則)

第16条 理事会の運営に関し、この規則により難い事情が生じた場合には、会長がその都度必要な事項を定め、速やかにその結果を理事及び監事に通知する。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

第1条 この規則は、本協会、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の理事会運営規則は、廃止する。